

平成31年

第1回市議会定例会 議案第42号

函館市都市公園条例の一部改正について

函館市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市都市公園条例の一部を改正する条例

函館市都市公園条例（昭和33年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表5 1の表備考第5項、別表5 1の2の表備考第4項、別表6 3の表備考第4項および別表6 4の表備考第4項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表5 1の表、別表5 1の2の表、別表6 3の表および別表6 4の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料および施行日以後の使用に係る利用料金の金額の範囲について適用し、施行日前の使用に係る使用料および施行日前の使用に係る利用料金の金額の範囲については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税法等の一部改正に伴い、千代台公園野球場および千代台公園陸

上競技場を興行の目的で使用する場合の使用料および利用料金の上限額  
について消費税等相当分を改定するため